

- 社会保険未加入企業の減点措置の厳格化に係る運用
 - 新基準による受付時期及び再審査に係る運用
- (参考)関係通達・事務連絡

【重要】経営事項審査の審査基準の改正について
平成24年5月1日改正(同年7月1日施行)に係る
関東地方整備局の運用等 ①

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課
平成24年5月

1. 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

改正の概要

- 旧基準では社会性(W)の労働福祉の状況において、「健康保険及び厚生年金保険」の加入状況を併せて評価していましたが、今回の改正により「健康保険」と「厚生年金保険」に区分して評価することとなりました。
- 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ▲40点として評価することとなりました。

現行

	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲30	▲285	▲43
健康保険及び厚生年金保険	▲30	▲285	▲43
合計	▲60	▲570	▲86

改正後

	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲40	▲380	▲57
健康保険	▲40	▲380	▲57
厚生年金保険	▲40	▲380	▲57
合計	▲120	▲1140	▲171



減点幅拡大

最大で85点の減点幅拡大

【重要】改正後の基準により申請する建設業者は十分ご留意下さい。

○社会保険未加入企業への減点措置の厳格化に係る改正に伴い経営事項審査申請書の「別紙三 その他の審査項目(社会性等)」が、次のとおり改正されました。

○確認資料は改正前(従前)と変更ありません。

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

項目分割

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項	番	3
4	1	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

健康保険及加入の有無

項	番	3
4	2	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

厚生年金保険加入の有無

項	番	3
4	3	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

項	番	3
4	4	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

項	番	3
4	5	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

項	番	3
4	6	<input type="text"/>

[1. 有、2. 無]

【留意事項】

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合などの「国民健康保険組合」に加入している場合は、健康保険については「適用除外」として下さい。

※減点の対象にはなりません。

朱書きは改正事項

2. 経営事項審査申請書の受付について

1. 平成24年7月1日施行日前の経営事項審査申請書の受付

管内大臣許可業者の平成24年7月1日施行日前の経営事項審査申請等の申請書(以下「**旧申請書**」という。)の**受付については、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、平成24年6月中旬をもって終了するもの**とします。

なお、旧申請書の受付を終了する具体的な月日等については、経由庁の知事許可業者と同様に扱います。

2. 旧申請書の受付を終了した日から平成24年6月30日までの経営事項審査申請書の受付

管内大臣許可業者の旧申請書の受付を終了した日から平成24年6月30日までの間に、平成24年7月1日施行日後の経営事項審査申請等の申請書(新申請書)により申請のあった場合、受付を行います。

※上記1. から3. について、経由庁が別の取扱いを定めるときは、管内大臣許可業者についても経由庁の知事許可業者と同様に取扱います。

3. 経営規模等評価の再審査の申立て

1. 経営規模等評価再審査の申立て

建設業法施行規則第20条第2項の規定により、経営規模等評価の再審査を行う期間は、平成24年7月1日から同年10月28日までの120日間とし、手数料は無料とします。

2. 再審査の対象項目

- ①社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入状況 【詳細はP1~2】
- ②外国子会社の経営規模に係る数値(海外子会社の完成工事高(X1)、本邦親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額(X2)) 【詳細は運用等②】

重要

○社会保険の加入状況に係る再審査について

旧基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、新基準に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても総合評定値に影響はありません。

また、各公共発注機関の長に対し、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能である旨の通知をしています。

事務連絡
平成24年5月8日

管内経由庁経営事項審査担当官 殿

国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課

関東地方整備局管内に主たる営業所を置く大臣許可業者に係る
経営事項審査の改正に伴う事務取扱いについて

今般、社会保険未加入企業の減点措置の厳格化及び外国子会社の経営実績の評価の観点から、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年5月1日国土交通省令第52号。以下「省令」という。）の制定及び平成24年5月1日付国土交通省告示第523号をもって、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「告示」という。）が改正され、平成24年7月1日に施行されます。

これを踏まえ、関東地方整備局管内に主たる営業所を置いて国土交通大臣の許可を受けて建設業を営む者（以下「管内大臣許可業者」という。）に係る経営事項審査について、下記のとおり取り扱われたくをお願いします。

記

1. 平成24年7月1日施行日前の経営規模等評価申請、経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求（以下「経営事項審査申請等」という。）の受付について

(1) 平成24年7月1日施行日前の経営事項審査申請等の申請書の受付
管内大臣許可業者の平成24年7月1日施行日前の経営事項審査申請等の申請書（以下「旧申請書」という。）の受付については、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、平成24年6月中旬をもって終了するものとします。

なお、旧申請書の受付を終了する具体的な月日等については、当該都県に主たる営業所を置いて当該都県知事の許可を受けて建設業を営む者

(以下「当該都県知事許可業者」という。)と同様に取り扱われたく願います。

(2) 旧申請書の受付を終了した日から平成24年6月30日までの経営事項審査申請等の申請書の受付等

管内大臣許可業者の旧申請書の受付を終了した日から平成24年6月30日までの間に、平成24年7月1日施行日後の経営事項審査申請等の申請書(以下「新申請書」という。)により申請のあった場合、その受付及び経由事務を行うよう願います。

2. 経営規模等評価再審査の申立ての取扱い

(1) 経営規模等評価再審査の申立て

建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)第20条第2項の規定により、経営規模等評価の再審査(以下単に「再審査」という。)を行う期間は、平成24年7月1日から同年10月28日までの120日間とし、手数料は無料とします(今般の告示の改正に係る再審査に限ります。)

なお、経営状況分析に係る改正はありませんので、再度、申請する必要はありません。

(2) 管内大臣許可業者が再審査を申立てするに当たっては、次に掲げる書類を提出して行うものとします。

① 平成24年7月1日施行日後の新申請書(建設業法施行規則別記様式第25号の11)

② 平成24年7月1日施行日前に提出した旧申請書の写し及び経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書を含む。)の写し

③ 告示改正後の経営規模等評価において設けられた評価項目に係る確認書類等

i 告示「第一 四(二)及び(三)」の改正(社会保険未加入企業の減点措置の厳格化に係る改正)に係る確認資料

・ 原則、不要(一般的に再審査が必要となるのは、社会保険未加入の管内大臣許可業者であるため)

ii 告示「附則 第七」の改正(外国子会社の経営実績の評価に係る改正)に係る確認書類等

・ 国土交通大臣が認定した数値の認定書(原本)

※ i 及び ii のいずれの場合も、経営状況分析結果通知書については提

出を要しません。

(3) その他（経営事項審査制度の改正に伴う留意点について）

「雇用保険」「健康保険」及び「厚生年金」の全ての社会保険に加入している管内大臣許可業者から再審査の申立てがあったときは、「経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について」(平成24年5月1日付国土建第50号 国土交通省土地・建設産業局建設業課長から各公共発注機関の長あて)により、「建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」(平成24年5月1日付国土交通省告示第523号)による改正前の項目の基準（以下「旧基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、旧基準に基づいて受審した経営事項審査の審査基準日と同じ日を審査基準日として、改正告示による改正後の項目及び基準（以下「新基準」という。）に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても総合評定値に影響はなく、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能である旨の通知がなされている旨を説明していただき、その上で再審査の申立てを必要とする管内大臣許可業者に限り、受付していただきたくお願いします。

3. その他

(1) 上記1. から3. について、経由庁が当該都県知事業者の取扱いについて別の取扱いを定めるときは、管内大臣許可業者についても経由庁と同様の取扱いをされたくお願いします。

(2) 平成24年7月1日施行に伴い、管内大臣許可業者に係る事務取扱い等を定めた「経営事項審査の審査基準の改正について 平成24年5月1日改正（同年7月1日施行）に係る関東地方整備局の運用等」を平成24年5月中旬までに当局のホームページに掲載する予定です。

平成24年5月1日
国土建第52号

各地方整備局等建設業担当部長 へ
各都道府県建設業主管部局長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところですが、当該改正に伴う留意事項について、別紙のとおり各公共発注機関へ通知いたしましたので、貴職におかれてはその趣旨を十分にご理解の上、事務処理に当たられますようお願いいたします。

平成24年5月1日
国土建第50号

各公共発注機関の長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号。以下「告示」という。）が制定され、経営事項審査の項目及び基準が改正されたところです。

告示による改正前の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「旧基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、旧基準に基づいて受審した経営事項審査の審査基準日と同じ日を審査基準日として、告示による改正後の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「新基準」という。）に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても、総合評定値に影響はなく、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能です。

告示の施行後は、新基準が適用されることとなりますが、公共工事の入札契約手続の円滑な実施に支障が生じないように、貴職におかれましては、当該影響のない場合について、特段の御配慮をお願いいたします。

再審査の取扱いについて (保険未加入企業への減点措置の厳格化関係)

参考

- 既に受審した経営事項審査において、いずれの保険も「加入有」又は「適用除外」とされている場合においては、新基準による再審査を受けた場合も総合評定値に影響はないが、いずれか一つの保険について「加入無」とされている場合には、総合評定値が変わることとなる。
- 発注者が、今後の競争参加資格審査において、下表のうち「影響なし」とされているケースについては旧経審の使用を認める旨の取扱いを行った場合、再審査の受審が必要となる建設業者は下表のうち「影響あり」とされる企業に限定される。

【現行の加入有無による改正の影響】

		健康保険及び厚生年金保険		
		加入有	加入無	適用除外
雇用保険	加入有	影響なし	影響あり	影響なし
	加入無	影響あり	影響あり	影響あり
	適用除外	影響なし	影響あり	影響なし